九、工場作業ヲ開始セントスルニ当リ既ニ設ケタル組合ニ通知発送済
組合員ニ之ヲ要求ノ協約ニ交渉シ協約ノ相互ノ遵守
スル模様ナルガ果シテ締結シ得ルヤ否ヤ疑問ナ
リ

八、重役ノ態度

目下争議ハ会社トシテハ全ク権利ヲ主張スルニハアラズシテ
会社重役者ハ此際紛争ヲ避ケ如何ナル方面ヨリ交渉アラバ解決ニ努メ中途
解決スル事ヲ希望シテ居ラル若シ中途調停者出現セバ
トナリ尚両側ノ主張ニ依リ
アルヲ以テ調停者出現ハ遂ニ望ミナキモノト論シ居レリ。

二、計画ノ発表

当事者ハ計画ヲ作リ新ナルニ打込シ所内ノ 所有権
広ク解決セリ

二、争議中組合側ノ動静

イ、解雇反対会ノ批

争議勃発スルヤ解雇反対会全部ヲ加盟セシメ寺田
左記ノ如キ内容ノ交渉要求ヲナシ二十六日午後二時三十分ト会社ニ対シ回答
「労組工場保全任務及解雇復旧ノ両者ニ
対シテ会見ノ回答ノ解雇撤回中ニ十検ヨリ一ケ月分ヲ依
リ認メセシムルモ其ノ不当理由ヲ以テ承認スル能ハスト
称シ解雇反対会ヲ通告セシモ之ニ会社側ハ一旦発表シタル
ヲ変更スル能ハストシテ之ヲ拒絶シ之ヲ交渉委員ニ其ノ後会
ヲ開催セシモ何等得ル所ナク引揚ケタリ

ロ、臨時総会及家族ノ状況

此検事件ノ為メ一時運動休止ノ状態ナリシ争議モ再ビ勢
力挽回ノ為メ二十六日午後三時ヨリ争議本部ニ臨時総会ヲ開キ